

指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 利 用

重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する指定居宅介護支援事業利用サービス提供開始にあたり、指定居宅介護支援事業運営規程第7条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1、事業者

事業者の名称・代表名	社会福祉法人・聖母の騎士会 理事長 富永 ミツ子		
法人所在地	佐賀県佐賀市大和町大字久池井1521-2		
法人種別・電話番号	社会福祉法人	TEL	(0952) 62-8325

2、ご利用施設

事業者の名称・施設長名	ロザリオの園 在宅介護支援サービス事業所 所長 馬込 節子		
事業所の所在地	佐賀県佐賀市大和町大字久池井1386-2		
電話番号・FAX 番号	TEL	(0952) 62-7040	FAX (0952) 62-0325

3、ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		佐賀県知事の事業者指定		
		指 定 年 月 日	指 定 番 号	利用定員
施設	特別養護老人ホーム	昭和42年 3月25日	4171000013	74人
	ユニット型	平成30年 4月 1日	4170103156	40人
居宅	訪問介護	平成11年10月22日	4171000013	
	通所介護	平成11年10月22日	4171000013	30人 ※日曜日は定員15人
	短期入所生活介護 ユニット型	平成11年10月22日	4171000013 4170103156	11人 空床利用
居宅支援事業所		平成11年 8月13日	4171000013	

4、事業の目的及び運営方針

<p>1、要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。</p> <p>2、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づいて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>3、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>4、事業の運営に当たっては、市町村等保険者（以下「保険者」という）、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p>

5、職員の職種、人数及び職務内容

職員の職種	員数	区 分				職 務 内 容
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者 主任介護支援専門員	1		1			指定居宅介護支援事業の運営に関する管理、指揮を行う。 介護支援専門員からの相談及び助言、指導を行う。
介護支援専門員	4	3		1		居宅サービス計画書の作成・変更、連絡調整、給付管理業務を行う。

6、営業日及び営業時間

営 業 日	毎週月曜日から金曜日（但しご利用者の希望により適宜対応します）
営 業 時 間	午前8時30分～17時30分まで（但しご利用者の希望により適宜対応します）

7、ケアサービスの提供方法及び内容

計画の作成	指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、居宅サービス計画を利用者の希望に沿って作成します。
問い合わせ又は利用申込み方法	指定居宅介護支援の提供に関する問い合わせ又は利用申込は、電話、文書及び事業所への来所により受け付けます。
提供拒否の禁止	正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒否はいたしません。
サービス提供困難時の対応	事業の実施地域によっては、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じる場合があります。
受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その人の提示する被保険者証（資格者証を含む）によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確認させていただきます。
要介護認定申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定の申請の援助を行います。 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前に行われるよう援助を行います。
介護支援専門員の身分証明書の提示	介護支援専門員には、身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から身分を証する書類を求められたときは、これを提示します。

8、介護保険給付サービス

居宅サービス計画の作成	介護支援専門員は、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考えて、居宅サービス計画を作成します。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じ計画の変更その他便宜を提供します。
介護保険給付管理業務	居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画の内容に基づく給付管理票を、毎月作成し国保連に送付いたします。
要介護認定等の申請の援助	居宅介護支援事業者は、利用者の要介護認定にかかる申請等について、利用者の意思を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行います。

9、利用料及びその他の費用

(1) 法定給付

区 分	利 用 料																				
法定代理受領の場合	<p>要介護認定を受けられた方は、介護保険で全額給付されますので、利用料の負担はありません。</p> <p>居宅介護支援</p> <table border="0"> <tr> <td>介護度 1, 2</td> <td>(10,860円)</td> </tr> <tr> <td>介護度 3～5</td> <td>(14,110円)</td> </tr> <tr> <td>初回加算</td> <td>(3,000円)</td> </tr> <tr> <td>退院退所加算</td> <td>(4,500円～9,000円)</td> </tr> <tr> <td>通院時情報連携加算</td> <td>(500円)</td> </tr> <tr> <td>入院時情報連携加算Ⅰ</td> <td>(2,500円)</td> </tr> <tr> <td>入院時情報連携加算Ⅱ</td> <td>(2,000円)</td> </tr> <tr> <td>ターミナルケアマネジメント加算</td> <td>(4,000円)</td> </tr> <tr> <td>特定事業所加算Ⅱ</td> <td>(4,210円)</td> </tr> <tr> <td>特定事業所加算Ⅲ</td> <td>(3,230円)</td> </tr> </table> <p>なお、下記に該当する場合は5%減算となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物または居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ・居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者 	介護度 1, 2	(10,860円)	介護度 3～5	(14,110円)	初回加算	(3,000円)	退院退所加算	(4,500円～9,000円)	通院時情報連携加算	(500円)	入院時情報連携加算Ⅰ	(2,500円)	入院時情報連携加算Ⅱ	(2,000円)	ターミナルケアマネジメント加算	(4,000円)	特定事業所加算Ⅱ	(4,210円)	特定事業所加算Ⅲ	(3,230円)
介護度 1, 2	(10,860円)																				
介護度 3～5	(14,110円)																				
初回加算	(3,000円)																				
退院退所加算	(4,500円～9,000円)																				
通院時情報連携加算	(500円)																				
入院時情報連携加算Ⅰ	(2,500円)																				
入院時情報連携加算Ⅱ	(2,000円)																				
ターミナルケアマネジメント加算	(4,000円)																				
特定事業所加算Ⅱ	(4,210円)																				
特定事業所加算Ⅲ	(3,230円)																				
法定代理受領でない場合	法定代理受領でない場合は、居宅介護サービス基準額相当分																				

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
交 通 費	<p>利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費を請求することもあります。</p> <p>1キロメートルにつき 50円</p>

10、通常の事業の実施地域

事業の実施地域	佐賀市大和町
---------	--------

1 1、苦情申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者 (管理者 溝口 竜三) ご利用時間 月～金 8：30～17：30 ご利用方法 電話 0952-62-7040 面接 相談室 苦情箱 施設内に設置
佐賀県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	住所 佐賀市呉服元町7番28号 電話 0952-26-1477 FAX 0952-26-6123
佐賀中部広域連合 給付課	住所 佐賀市白山2丁目1番12号 (佐賀商工ビル5階) 電話 0952-40-1131 FAX 0952-40-1165

1 2、具体的取扱い方針

<p>居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が有する能力やその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。</p>
<p>利用者に提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。</p>
<p>利用者又はその家族は介護支援専門員に対し、居宅サービス計画に位置づける指定居宅サービス等について複数の事業所の紹介を求める事ができ、介護支援専門員は求めに応じて指定居宅サービス等の紹介を行います。</p>
<p>居宅サービス計画に基づいた指定居宅サービス等の提供について、保険給付の対象となるか否かを区分し、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。その際に利用者又はその家族は介護支援専門員が居宅サービス計画に指定居宅サービス等を位置づけた理由を求める事ができ、介護支援専門員はその求めに応じ説明を行います。</p>
<p>居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行いながら、居宅サービス計画の実施状況により利用者の必要に応じた居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p>
<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を図ります。</p>
<p>医療機関（病院等）へ入院した場合、または介護保険施設等へ入所をしようとする場合には、利用者又はその家族から現在の担当介護支援専門員の事業所及び氏名を伝えてもらう事で、医療機関又は介護保健施設等への連絡を行い円滑な情報提供を行います。</p>
<p>医療機関（病院等）又は介護保険施設等から退院又は退所しようとする場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。</p>

居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスが必要な場合は、当該医療サービスに係る主治の医師等の意見を求め、意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付します。医療サービス以外の居宅サービス等が必要な場合は、当該居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、これを尊重します。

居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、介護支援専門員が把握した利用者の状態等については、主治の医師又は歯科医師、薬剤師等に必要な情報の伝達を行います。

利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。

居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画を作成します。

1 3、秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は守ります。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意を文書により得た上で行います。

1 4、事故発生時の対応

利用者に対して、居宅介護支援を提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います

1 5、虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 溝口 竜三
-------------	-----------

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- ・当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

16、感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等の防止に関する取り組みの徹底を図る観点から、委員会の開催、指針整備、研修の実施、シミュレーション訓練の実施等取り組みます。

17、業務継続計画（BCP）の策定等

- ・感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施するための業務継続計画を策定します。
- ・従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を計画的に実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18、身体拘束の禁止

- ・利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

19、介護サービスの利用にあたっての留意事項

利用者や利用者の家族等が、事業所の職員に以下の行為を行うことを禁止致します。

- (1) 暴力、暴言、嫌がらせ、誹謗中傷、執拗なクレームなどの迷惑行為（言葉や態度によって人の尊厳や人格を傷つけたり、貶めたりする行為なども含む）
- (2) セクシャルハラスメント（性的に不快に感じる行為）
- (3) 訪問時等に職員の写真や動画撮影、録音などを無断ですること、また、それらを SNS 等に掲載すること。

20、24時間連絡体制（緊急連絡先）

日中帯連絡先 8:30～17:30	連絡先 ロザリオの園 在宅介護支援サービス事業所 電話 0952-62-7040 ※連絡を受け内容を確認後、各担当介護支援専門員に連絡調整を行います。
夜間帯連絡先 17:30～翌8:30	連絡先 特別養護老人ホーム ロザリオの園 電話 0952-62-0303 緊急時連絡先 在宅介護支援事業所 管理者 溝口竜三 090-4991-3827

21、第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1、あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1、あり 2、なし
②、なし			

22、情報公表（公正中立の確保の証明）

居宅介護支援において、指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業所等に不当に偏ることがないよう、公正中立に行われていることの説明を行います。

※別紙のとおり

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

ご利用者 (甲)	私は、本契約の締結にあたって、事業所から居宅介護支援に関する契約書・重要事項説明書の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。 これに同意し居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。			
	住所	〒 -		
	氏名			印
	自宅 電話番号		携帯 電話	

(甲')	私は、本人の契約意思を確認し、本人に代わり、上記署名を行いました。			
	本人との関係			
	住所	〒 -		
	氏名			印
	自宅 電話番号		携帯 電話	

(乙)	当事業者は、居宅介護支援事業者として甲の申込を受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。			
	所在地	〒840-0202 佐賀県佐賀市大和町大字久池井1521-2		
	名称	社会福祉法人・聖母の騎士会		
	代表者	理事長 富永ミツ子		印
	TEL	(0952) 62-0303	FAX	(0952) 62-0325

私は、サービスの提供開始に当たり、利用者およびその家族に対して契約書・重要事項説明書に基づいて説明を行いました。

所属事業所 ロザリオの園 在宅介護支援サービス事業所
職 名 介護支援専門員
氏 名 ()